

スマートフォンの利用者情報の取扱いに関する指針・ガイドライン等の  
周知に関するアンケート

**【結果報告】**

2014年1月15日

スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会 事務局

## アンケート調査の概要

### ■背景・目的

スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会では、前回会合において、参加メンバーである業界団体各社様に、これまで作成・発表されたスマートフォンの利用者情報の取扱いに関する指針・ガイドライン等の、加盟企業への周知をお願いさせていただいた。

今後、スマートフォンの利用者情報の取扱いに関しアプリケーション・プライバシーポリシー（以下 APP）の作成・公表等の現状と取組実施状況について、会員企業へのアンケート調査を実施したいと考えており、会員企業へのアンケートを準備するために、業界団体様から会員企業への周知の状況と会員企業の状況について事前アンケートにご協力いただいた。

### ■アンケート実施期間

2013年11月29日(金)～2013年12月18日(水)

### ■団体数及び回答状況

団体数	27 団体
回 答	23 件
回答不可	3 件
未回答	1 件

### ■実施方法

調査対象：スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会参加団体並、企業  
調査対象：参加団体、企業の連絡先として登録された E メールアドレスに対して  
質問票を送付。回収は、事務局の E メール及び FAX にて行った。

## アンケート集計結果

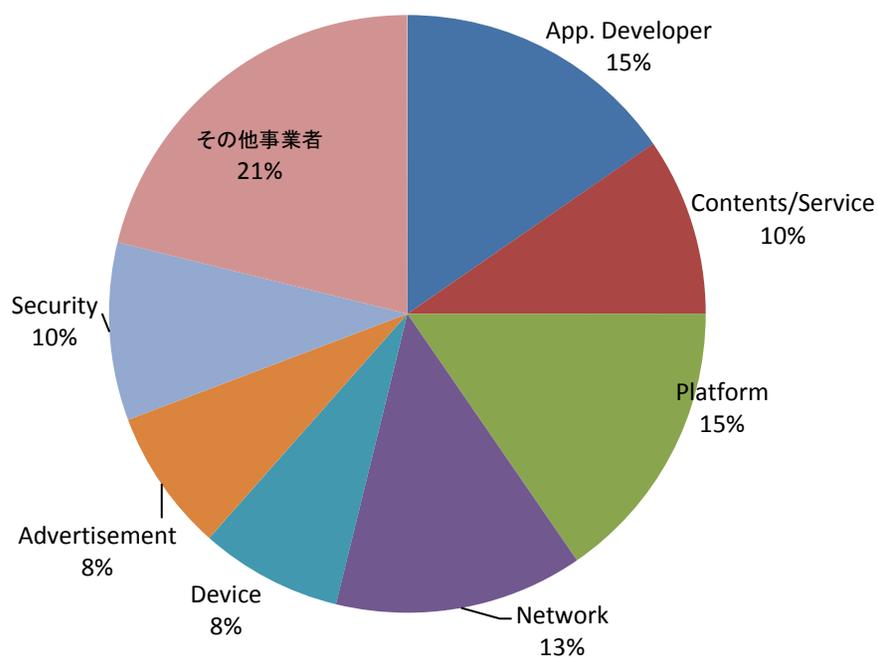
### 【記載についての注意】

- ◆「問 1：参加団体・企業の概要（設立趣旨、活動概要、事業内容等）をご記入ください」については、個々の団体の概要が記されているため本報告書では割愛する。
- ◆「問 2：参加団体・企業の活動・事業領域として主たるものを選択ください」については、団体の会員構成によって複数の選択がなされているものがあるため、グループ分けはせず、構成要素として全てを集計したものを記載する。
- ◆「問 7：今後連絡協議会で取り上げて欲しい、取り上げるべきだと考えるテーマ、またその他連絡協議会への要望等について自由にご記入ください。」についても意見として全てを並列に記載する。
- ◆各記入項目の記載については、なるべく団体・会社名などが判らないような形にしたものを記載する。また、回答についてはそのまま記載させて頂いたものがある。

■問2 参加団体・企業の活動・事業領域として主たるものを選択ください。

区分	団体・企業としての活動・事業領域	備考
App. Developer	8	アプリ開発事業者(法人・個人等)、開発委託を受けている事業者 等
Contents/Service	5	アプリケーション提供事業者(アプリ発行元) 等
Platform	8	アプリ提供プラットフォーム運営事業者(OS事業者、通信事業者、ソーシャルゲーム運営事業者 等)
Network	7	電気通信事業者、放送事業者 等
Device	4	端末メーカー
Advertisement	4	広告主、広告代理店、アドネットワーク事業者等
Security	5	セキュリティーベンダー
その他事業者	11	

団体・企業としての活動・事業領域

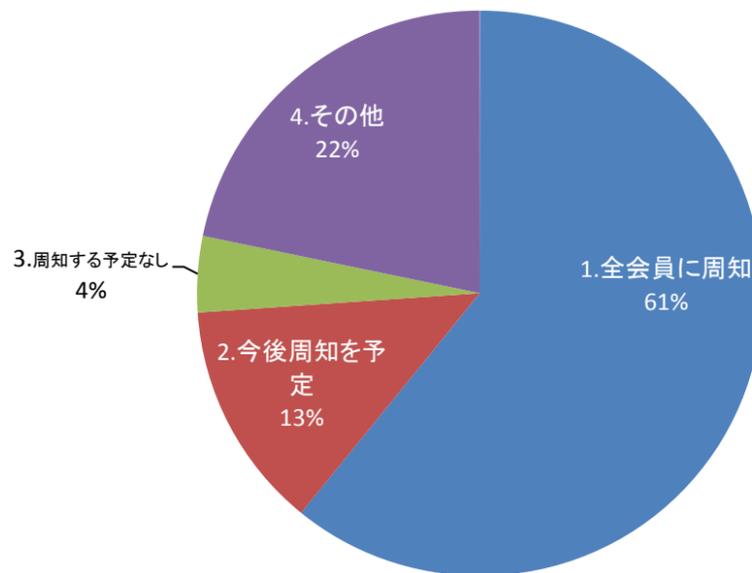


■問3: 指針・ガイドラインの周知について、団体・企業内での周知状況等についてお答えください。

1. 全会員(または該当する会員・部署)に周知している。
2. まだ周知できていないが、今後周知を予定している  
(予定時期: )
3. 周知する予定はない
4. その他( )

1. 全会員に周知	14
2. 今後周知を予定	3
3. 周知する予定なし	1
4. その他	5

回答数	23
-----	----



2. 予定時期

- ・ 予定時期: 2013年度内
- ・ 協会ホームページ、会員向けメール等で情報を提供

4. その他

- ・ SPIIに関して必要に応じて周知

■問3-2: 周知の方法または課題 周知の方法について

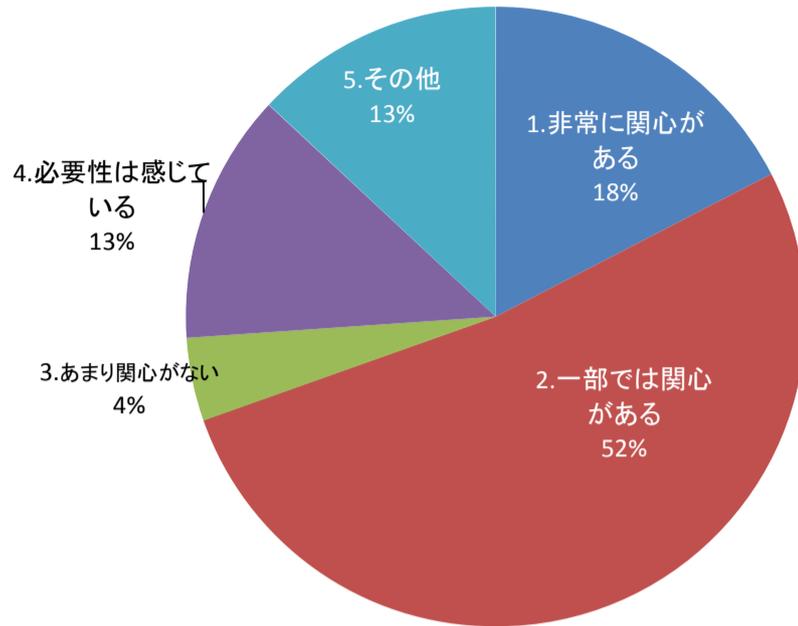
- ・ 事務局通信による配信 ・ セミナーの開催
- ・ 11月初めに全会員にメールで周知。
- ・ CIAJホームページ内に、「指針・ガイドライン」のURLに辿ることができるように、リンクページを作成
- ・ ニュース等による会員企業への連絡
- ・ HPIによる周知
- ・ 会員社各社にメールでの一斉同報で依頼文書の送付を予定しています。
- ・ 一斉同報メール送信、Webページへの掲載、定期配信メールでの周知
- ・ SPSCの周知依頼文を添付し、スマートフォン向けアプリ提供事業者対象として全会員あてにメール案内(12月13日付)。
- ・ 定期的開催しているPマーク指定審査機関連絡会において、「Pマーク審査におけるスマートフォン利用者情報の取扱い」の指針を周知した。
- ・ 会員が参加する定例議で当連絡協議会の活動等報告しているため、その意味で周知はされている。対象となる会員企業は、それぞれ、スマートフォンにおける安全・安心につき法令に準拠して重要な事項として取り組んでいる。さらに、各事業者は、より先端的、よりユーザーにメリットを与える、世界のユーザーに受け入れられる、といった観点から取り組みを推進している。従って、当団体としては、業界団体として統一のガイドラインを作成したり、方策を推奨するという方針は取っていない。
- ・ ①SPSCからの周知依頼文書を全会員に「TCA文書」で周知(メール)②KDDI研究所のプラポリ作成支援ツールを推奨ツールとしてTCAホームページ上の「スマートフォンの利用について」のページに追加③ 同ページから入るリンク集に、上記周知依頼文書に記載されている関係URLを追加
- ・ SPIIに関して当法人内の関連活動(会合、セミナー等)において紹介している。
- ・ 当団体の活動は、青少年、保護者、一般等を主要対象としているため、展開は行っていない。また、当該情報が必要とされる会員企業、団体等については、当協議会ルートではなく、各業界で共有しているとの認識。(TCA、CIAJ等)
- ・ 協会ホームページ、会員向けメール等による周知
- ・ 説明会を開催後、会員各社に通知。
- ・ MCPC会員窓口、各委員会メンバーには周知をしているが、会員企業内で周知できているかどうかは把握していない。
- ・ 個人情報保護推進センターにおける苦情相談やPマーク審査の業務においては、個別の事業者に係る対応に際し、その事業内容や取組状況等に応じて、必要がある場合は指針・ガイドラインについて周知している。
- ・ なお、Pマーク審査については、今後、該当する事業者に関し「モバイルコンテンツ関連事業者のための個人情報保護ガイドライン」に基づく審査を実施予定。
- ・ 「放送サービス」における放送事業者と視聴者の向き合いにおいて、契約(≠受信契約)の概念が育っていない。ハイブリッドキャストサービスを開始する事業者向けに、サービス利用規約、個人情報取扱い指針等の雛形を準備することが急務となっている。
- ・ JCTAから会員事業者に向けた一斉メール周知
- ・ 一般の人が主な対象なので、内容を易しく解説したい。

■問4: 団体・企業内での指針・ガイドラインに対する反応・感想についてご記入ください。

- 1.非常に関心(反響)がある
- 2.一部では関心がある
- 3.あまり関心がない。
- 4.必要性は感じている。
- 5.その他( )

1.非常に関心がある	4
2.一部では関心がある	12
3.あまり関心がない	1
4.必要性は感じている	3
5.その他	3

回答数	23
-----	----



5.その他

- ・会員各社ともクライアントの動向を探っている状況
- ・通信事業者や認定制度等で、APPの設置が義務化されているところは、非常に関心があるが、要求されていない事業者に関しては、関心が低い。

■問4-2: 具体的な反応・感想をご記入ください。

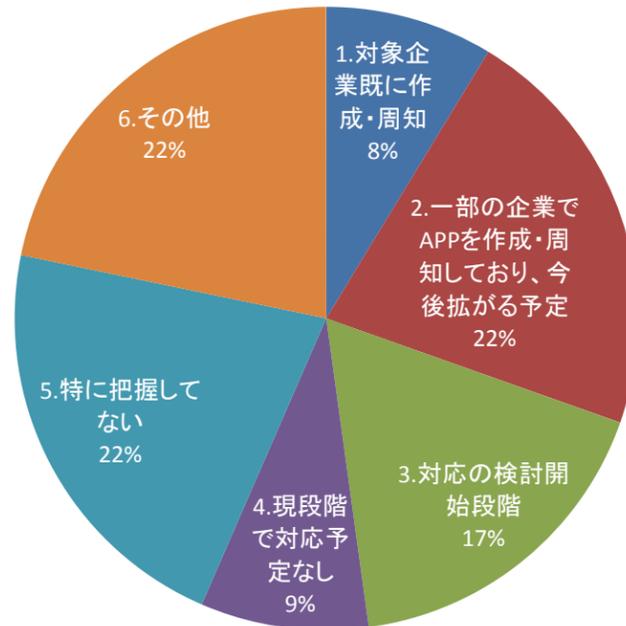
- ・総務省等で指針が出された背景に鑑みて、認定サイト運営事業者のサイト運営においても、スマートフォンのアプリケーションを利用してユーザー情報等を取得する際に予めユーザーに十分な説明等を行うべきとの社会的期待に対応するため、認定基準の改定を実施いたしました。
- ・当協会の委員会では、SNS等のプラットフォーム事業者やスマホアプリ開発実績のある一部会員とSPSCから提供された□APPに関する情報について情報交換、議論をしている。
- ・開発事業者やプラットフォーム提供事業者レベルでのガイドラインやコンセンサスに対して、第二段階としてそれを受けて周知、という態勢にならざるを得ない感があります。
- ・特に問い合わせ等の反応は無い。
- ・MCFガイドラインの「情報収集モジュールの記載」について、外部モジュールを活用している場合はモジュールの動きを全て提供して頂いている状況にないケースが多く、記載しきれない部分もあるようです。
- ・各ガイドラインの策定以前にポリシーを提示している事業者は、ガイドライン内容にそった切替えが進んでいない状況がみられるようです。
- ・今後、Pマーク審査でも、スマートフォンの利用者情報を個人情報と同等に扱う事は、重要であるとの意見があった。
- ・TCA内に設置されたスマートフォンの利用者情報等の適正利用促進検討部会」において、今回の周知対象にもなっている「スマートフォンアプリケーション提供サイト運営事業者向けガイドライン」を策定しており、他の指針・ガイドラインに対する部会メンバーの関心が高い。
- ・[当協議会の特殊性:コメント]事務局(実務)担当者が出向者で構成されている協議会のため、協議会独自の指針・ガイドラインに関しては特に策定予定はない。
- ・会員のほとんどが中小企業で下請取引が多数を占めるため大手SIerやクライアントの動向を見極めていく状況
- ・消費者対策、とくに未成年者対策はガイドラインの順守が強く求められているため各社に適応した仕組みの導入が関心事となる。
- ・非常に重要な取り組みであり、MCPCとしても積極的にプロモートしていきたい。
- ・スマートフォンにおけるプライバシーの取扱いに関し、適切な考え方が書かれた文書が発表されたことは、大変良いことだと考えております。今後は本協議会のような活動を通じて、考え方を実際のサービスに反映する取り組みが重要と考えております。
- ・「放送サービス」はテレビを買ってきて、アンテナにつなぎ、BCASカードを差し込めばすぐにサービスを受けることができる。BCASカードの利用はシュリンクラップ契約に基づいているが、視聴者、放送事業者(NHKを除く)との視聴契約を結んでいるという意識がない。ハイブリッドキャストでは双方向で情報が遣り取りされるようになるため、契約(規約)の整備に関する関心が高い。
- ・見る人のレベルにより、評価はかなり幅がある。レベルがあっている場合は、効果的に使われているようである。

■問5: 団体・企業内での会員企業等のアプリケーション・プライバシーポリシー(APP)に対する対応状況について把握している範囲でお教えてください。

- 1.対象企業では既にAPPを作成・周知している
- 2.一部の企業でAPPを作成・周知しており、今後拡がる予定
- 3.対応の検討を開始している段階
- 4.現段階で対応する予定はない
- 5.特に把握していない
- 6.その他( )

1.対象企業既に作成・周知	2
2.一部の企業でAPPを作成・周知しており、今後拡がる予定	5
3.対応の検討開始段階	4
4.現段階で対応予定なし	2
5.特に把握していない	5
6.その他	5

回答数	23
-----	----



6.その他

・問6の回答を参照ください。

・Pマーク指定審査機関はアプリ配信事業を行っていないため該当しない

・前回アンケートで記載した以下の意見は、現在でも変わっていない。個人情報及びプライバシーの保護やセキュリティの確保により、スマートフォンを利用者が安心して使えるようにする環境整備の重要性には賛同し、また各事業者も法令に準拠してこの問題に対応しているところである。もっとも、事業者が採用するビジネスモデルの違いもあり、当該重要なテーマに対しどのようにアプローチするかは、スマートフォンのみならずインターネットサービスの提供においても異なっているのが実情である。従って、スマートフォンについて過度に一律のアプローチを要請することで、健全な競争に基づいたスマートフォンに関連する産業の発展を阻害する危険性もあり、また、日本特有の要求事項はグローバルなサービス提供を阻害するため、十分に最新の実情を踏まえつつ、諸外国と規制に齟齬が生じないように最大限の配慮をお願いしたい。

・当団体の活動は、青少年、保護者、一般等を主要対象としているため、展開は行っていない。また、当該情報が必要とされる会員企業、団体等については、当協議会ルートではなく、各業界で共有しているとの認識。

・具体的な対応の内容: ・モバイルシステム検定やケータイ実務検定において、スマートフォンプライバシーに関する試験項目の追加。、 ・モバイルシステム技術教科書へのスマートフォンプライバシーに関する記述の追加検討。、 ・モバイルセキュリティ技術セミナー開催テーマとして、スマートフォンプライバシーを検討。他、会員企業への啓発活動の実施。

・事業者やベンダーではないため、対応する必要性がない。

・近い将来に生じるであろうビジネスでの関与に向けて検討を予定

■問6:問5の質問項目において対応する予定はないとご回答された場合は、その理由についてご記入ください。

・スマートフォンは、電気通信事業者との密なる連携をもって対応していくことが必要な端末であり、具体的対応方法等は関連する業界との連携のもとで進めていければと考えています。会員には、連絡協議会の取組み状況を継続的に周知していく予定です。

・事業領域の一部として顧客からスマートフォン関連のアプリケーション開発等を受託する場面があるが売上比率は低く、利用者情報の適切な取扱いに関するニーズは限定的。  
なお、会員企業には個人情報を適切に扱うマネジメント体制が求められていることから、スマートフォンの社内利用に当たり、連絡協議会の検討状況等の周知は必要と考えている。

・事業者やベンダーではないため、対応する必要性がない。  
公的研究機関として、技術的な観点から妥当な対策を提案するなど、本協議会等の活動で意見を述べていくことが、我々の役割であると考えている。

■問7: 今後連絡協議会で取り上げて欲しい、取り上げるべきだと考えるテーマ、またその他連絡協議会への要望等について自由にご記入ください。

<p>・当機構においても、認定サイト運営事業者の提供するアプリケーションにおいて、透明性確保の観点から8項目の記載を認定基準において求めておりますが、市場におけるアプリケーション・プライバシーポリシーの設置の推移状況等につきまして、引き続き情報提供いただければと存じます。</p>
<p>・連絡協議会の成果として目指すものは何か。 ・今後の開催予定については、いつまで続けるのか。何をもちて終息するのか。</p>
<p>・中間とりまとめ(案)に関する意見で述べたとおり、連絡協議会において、ベストプラクティスに関して情報共有をしていくことは重要であり賛同する。しかしながら、アプリケーション審査の基準(ホワイトリスト、ブラックリストその他名称は問わない)は、引き続き、国や特定の団体・事業者によって決められるべきものではなく、各アプリケーション提供サイト運営事業者がその責任と判断において決めるべきと考えており、この点に変更を加えるような活動とならないようお願いしたい。各アプリケーション提供サイト運営事業者が採用する審査の基準、運用用法及びその他の対策について、日本を含む世界中のユーザーが自らに適したものを選択していくことができ、市場において各事業者の取組みが適正に評価されていくことを期待している。</p>
<p>・スマートフォンのプラットフォーム事業者に対する要望の集約。</p>
<p>・引き続き、本連絡協議会の成果の広報活動をお願いしたいと存じます。</p>
<p>・昨年度の同様の回答となっております。回答中にもありますように、私どもは「事業者やベンダーではないため、対応する必要性がない」という状況です。そのため、他の回答でも、消極的な回答となっています。このアンケートは、単純に集計しては実態とはかけ離れたものになりかねない点に注意が必要と思います。</p>
<p>・現時点では特にありませんが、利用者情報の取扱い等に関して、具体的な事例について、もしあればトラブルとなった内容を含めて会員事業者で情報共有を行っていくことはいかがでしょうか。</p>
<p>・製造、サービスなどの事業者間での動向共有や問題点の共有等を行えると良い。 ・エンドユーザへは別の啓発的な活動が欲しい。また、このような啓発活動への情報提供を事業者として考えていければと思う。</p>